

召集令状 赤紙・白紙・青紙

荒木 肇

戦時中のベストセラー「分隊長の手記」で有名な棟田博氏(1909年生まれ)は1937(昭和12)年、支那事変の動員で出征しました。戦時の要員には充員召集令状、いわゆる赤紙が届きます。歩兵伍長で徐州会戦に参加、翌年「台児荘」の戦いで重傷を負いました。戦後に書かれた『拝啓天皇陛下様(1962年)』には、東京で令状が届く場面があります。このとき同氏は満29歳の後備役歩兵上等兵でした。

岡山県津山町に生まれ、津山中学から早稲田大学文学部に進みますが中退。1928(昭和3)年の徴兵検査で甲種合格、翌年現役兵として岡山歩兵第10聯隊に入営しました。

「幹部候補生(中等学校以上の卒業生が受験資格を得た)」を志願せず、現役2年を兵卒で過します。幹部候補生という制度は、中等学校以上の学校卒業者を対象としました。短期間の現役生活を送り、成績

によって幹部(伍長以上)に進み、予備役に編入されるものです。

明治・大正時代には「一年志願兵」といわれました。「兵役法(1927年)」では幹部候補生と改称されましたが、在営経費が自弁だった時代なので、それに応じきれなかったのでしょうか。

兵としては優秀でしたから2年目からは伍長勤務上等兵を命じられます。除隊時には「下士官適任證書」を与えられました。召集令状を受けた場面の中に「第五動員の甲だった」とあります。これを動員符号といいました。ちなみにこの小説は映画化され、棟田伍長を長門裕之氏、相棒の山田1等兵をフーテンの寅さんと渥美清氏が好演されていました。



小野寺秋風 筆「軍隊生活」

□動員符号とは

帝国陸軍は「用兵綱領」に基づき各年度作戦計画を立てていました。それに従い各年度動員計画令がありました。実物は防衛研究所にあります。昭和12、16、19年度のもので、『陸機大日記』の中に収められています。12年の動員計画は前年7月6日、参謀本部第3課によって作成され、9月に天皇陛下の允裁を受けていました。

中身にはさまざまな一覧表があります。大まかに分けると、(1)師団ごとの「動員管理区分表」、(2)管理区分表に準拠した「応急動員部隊一覧表」、(3)動員区分、符号表、(4)各種部隊編成表、(5)各種部隊兵器表となります。これを読み解いていくと棟田氏のいう「第五動員の甲」の意味が分かります。簡単に言えば、どの方面で、どのような敵を相手にするのかの想定を元にして出動を予定される部隊ごとに区分したものです。

符号表には15年度動員計画には、第1から第31動員があり、それぞれの動員がどんな部隊を指すのかが書かれています。たとえば第1動員は方面軍司令部、軍司令部、兵站監部の動員です。第5動員は1号から9

号までに分けられ、1号は常設師団と留守部隊、4号は野戦電信中隊となっていました。だから棟田氏は常設師団である第10師団(司令部は姫路)の第10歩兵聯隊に「第5動員の甲(12年度の甲は15年度でいう1号のことか)」で召集されたのでしょうか。

□赤紙は1銭5厘ではなかった

戦後になっていわゆる進歩的知識人たちが広めたデタラメがあります。その最たるものは旧陸軍の人命軽視、人権無視を告発するために「召集令状はハガキ1枚だった」という俗説です。戦後、ベストセラーになった三國一朗氏(1921~2000年)の岩波新書「戦中用語集(1985年)」にも「令状は、いわゆる1銭5厘の「赤紙」である」とあります。これを鵜呑みにする作家や評論家の中には歴史学者までいるから驚きです。

1937(昭和12)年にはハガキは1枚2銭になっていました。大量に充員、臨時召集令状が発行されたのは37年以降ですから、ハガキを1銭5厘などと言ったら当時の人なら失笑したことでしょう。また、経験者は役場の兵事掛から届けられた封

筒に入った令状を受け取っています。受領日時を記入し、捺印もしていますからハガキで集められたなどと言っても現実味がありません。

おそらく、ハガキ説の起こりは留守宅に令状が届いたことを本人に通知した戸主、つまり戸籍筆頭人が出した本人宛の通知用郵便からではないでしょうか。動員業務は兵籍の管理者だった師管区の聯隊区司令部が行っていました。在郷軍人名簿には寄留先が明記されていますが、令状の届け先は本籍地でした。本人が不在のとき、戸主、もしくは同居人は令状を受け取り、その内容をすぐに本人に通知しなくてはなりません。そのときにはハガキ表面に「令状通達」と明記すれば速達扱いで送られたようです。

また、日露戦争の時代には小銃弾1発が2銭5厘だったことから、「お前たちの命は2銭5厘だ」ということが昔からよく言われていました。そうしたことで「お前たちはハガキ1枚、1銭5厘で集められる」という言葉ができたのではないかと想像しています。

□予備役の4カ月の端数

陸軍の常備兵役は現役と予備役です。後備役という区分もありました。が士気振興のために後備役も予備役に1941(昭和16)年に統合されました。その年限は現役2年と予備役15年4月です。補充兵役は17年4カ月。この4月の端数はなぜかとよく聞かれます。

これは動員計画書と在営兵の関係から説明できます。動員計画年度は毎年4月1日から翌年3月31日まででした。動員計画は動員年度中変更しません。4月1日現在の在営兵は1月10日入営の初年兵と2年兵です。これはそのまま動員部隊に配属します。

初年兵は年間を4期に分けた第1期を終えています。いまの自衛官候補生を終えたというようなものです。2年兵は秋季演習が終わり11月30日には満期除隊し、予備役編入となつて帰郷する予定でした。つまり、前年の12月1日から満2年が現役なのです。実際の入営は1月10日です。すると12月1日から1月10日までの40日間の在営兵は半分しかいません。

しかし、動員計画上、2年兵は除隊しても3月31日までには動員部隊の

編成員です。12月1日以降は帰郷して暮らしています。だから動員時に召集できるよう充員召集令状を作り、保管者である市長と警察署長(町村の分を保管した)に交付しておかねばなりません。

問題は、まだ初年兵が1人前になつていない、たとえば12月、1月、2月や3月に動員がかかったら、その初年兵は戦闘員として使えないということ。したがって、4カ月の端数は予備役1年目についた熟練兵としての服役年限ということになります。

ついでに戦後の小説や映画などに「入営したら小学校の同級生ばかりだった」という台詞が見つかります。それは正しいようで違います。

就学年度は4月1日から翌年3月31日までです。それに対して兵役年度は12月1日から翌年の11月30日になります。満20歳の徴兵検査では、4月2日生まれから12月1日生まれまでがいつしよに検査を受けました。それに加えて前年の12月2日生まれから、その年の4月1日生まれの人たち、つまり学校では1学年上の人たちともいつしよに検査を受けた、そうして入営したのです。「ばかり

だった」というのは間違いです。

□召集令状の色

「召集トハ婦休兵、予備兵、補充兵又ハ国民兵トシテ在郷スル者ヲ兵務ニ就カシムル為軍隊ニ召致スルコトヲ謂ウ」とあります。充員召集と臨時召集は赤色でした。国民兵召集は青色です。

国民兵役というのは2種類に分かれ、第1とは後備役終了者・第1補充兵役で教育を受けた人が編入されたものです。昭和18年までは40歳までが義務年限でした。第2国民兵役とは軍隊ではまったく教育を受けていない人が服役したものです。戦末期に、「ニコクの老兵まで入営した」といわれているのはその第2国民兵でした。

もう一つは、演習召集です。在郷軍人の練度を維持する為に定期的に演習が行われました。勤務演習ともいわれましたが、これには白色の令状がきます。同じように、補充兵役にある人を集めたのが教育召集です。これも白色でした。他に白い令状は「婦休兵」への召集です。現役の身分のまま兵営から帰郷する制度がありました。そのときに在営する現役

兵に事故があり、欠員が出た場合の召集です。

他にも予備役・後備役、既教育補充兵には簡閲点呼という制度もありました。この場合も白い紙で到着地や日時などを明記した通知が届きません。

赤い色は戦地に出ることが前提というシルシなので、みな覚悟を決めたそうです。

今回は、今度は召集令状を出す側について調べてみましょう。